

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	定期予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定期予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法, 予防接種法施行令, 予防接種法施行規則, 予防接種実施規則, 定期接種実施要領, 宇都宮市予防接種実施要領, 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」という。)に基づき, 宇都宮市(以下,「本市」という。)が, 定期予防接種を行う。また, 予防接種の記録の作成, 未接種者への積極的勧奨, 高齢者の予防接種においては市民税の課税状況に応じた実費の徴収, 予防接種による健康被害者に対する給付金の支給を行う。</p> <p>① 定期予防接種の実施 ② 定期予防接種の記録の作成 ③ 定期予防接種の積極的勧奨 ④ 定期予防接種の実費の徴収 ⑤ 高齢者の予防接種における自己負担免除申請書の受理(市民税の非課税世帯・生活保護受給者・中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方への無料券の発行) ⑥ 予防接種による健康被害者に関する請求の受理, 給付金の支給 ⑦ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報等の照会 ⑧ 情報提供ネットワークを利用した定期予防接種の記録の提供</p>
③システムの名称	<p>① 保健情報管理システム ② 団体内統合宛名システム ③ 共通基盤システム(庁内連携システム) ④ 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第1項 別表第一の10の項 ・ 第9条第1項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれるの項のうち, 第四欄(特定個人情報)に予防接種法による予防接種の実施に関する情報情報が含まれる項(16の2の項)</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 省令未制定 (※)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち, 第二欄(事務)に予防接種法による給付に関する事務が含まれる項(17,18,19の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地 宇都宮市保健所 保健予防課 電話番号:028-626-1114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

